

矢作川総合第二期地区

北部幹線併設水路水管理システムほか実施設計業務

特 別 仕 様 書

東海農政局矢作川総合第二期農地防災事業所

項 目	内 容	備考
<p>第1章 総 則 (適用範囲) 第1-1条</p> <p>(目 的) 第1-2条</p> <p>(場 所) 第1-3条</p> <p>(土地の立入り等) 第1-4条</p> <p>(低入札価格契約における第三者照査) 第1-5条</p>	<p>本業務の施行に当たっては、農林水産省農村振興局制定「設計業務共通仕様書」(以下「共通仕様書」という。)によるほか、同仕様書に対する特記及び追加事項は、この特別仕様書によるものとする。</p> <p>本業務は、矢作川総合第二期地区の工事実施に利用するため北部地域水管理システム及び岩倉管理所等の実施設計を行うものである。</p> <p>本業務の対象となる位置は、愛知県豊田市地内であり、別添位置図に示すとおりである。</p> <p>作業実施のための土地の立ち入り等は、共通仕様書第1-16条によるが、発注者の許可無く土地の踏み荒らし、立木伐採等を行った場合に対する補償は、受注者の責任において処理するものとする。</p> <p>1 予算決算及び会計令(以下、「予決令」という。)第85条の基準に基づく価格(以下、「調査基準価格」という。)を下回る価格で契約した場合においては、受注者は「業務請負契約書第11条照査技術者」及び「共通仕様書第1-7条照査技術者及び照査の実施」については、受注者が自ら行う照査とは別に、受注者の責任において共通仕様書等を基本とする第三者の照査(以下、「第三者照査」という。)を実施しなければならない。</p> <p>2 第三者照査の企業に要求される資格</p> <p>(1) 予決令第98条において準用する予決令第70条及び第71条の規定に該当していないこと。</p> <p>(2) 令和7・8年度一般競争(指名競争)参加資格の定期受付において申請を行い受理されている者で、東海農政局における測量・建設コンサルタント等契約に係る令和7・8年度一般競争(指名競争)参加資格のうち、「A等級」の認定を令和7年4月1日時点において受けていること。</p> <p>(3) 東海農政局長から、建設コンサルタント業務等に関し指名停止を受けている期間中でないこと。</p> <p>(4) 共通仕様書第1-30条守秘義務を遵守できるものであること。</p> <p>(5) 中立的、公平な立場で照査が可能な者であること。なお、第三者照査を実施するものは受注者との関係において、以下の基準のいずれかに該当する関係がないこと。</p> <p>①資本関係 ア 親会社と子会社の関係にある イ 親会社を同じくする子会社同士の関係にある</p> <p>②人的関係 一方の会社の役員が、他方の会社の役員を現に兼ねている</p> <p>3 第三者照査を行う照査技術者に要求される資格</p> <p>第三者照査を行う照査技術者は、受注者が配置する照査技術者と同等の能力と経験を有する以下の者であること。</p> <p>(1) 照査技術者と同等の同種又は類似業務実績を有する者</p>	

項 目	内 容	備考
<p>(履行確実性評価の達成状況の確認) 第1-6条</p> <p>(一般事項) 第1-7条</p> <p>(管理技術者) 第1-8条</p>	<p>(2) 照査技術者と同等の技術者資格を有する者</p> <p>4 照査技術者の通知 受注者は、自ら行う照査の他に、第三者照査を行う照査技術者を定め発注者に通知するものとする。</p> <p>5 照査計画 受注者は、第三者の照査方法については、自ら行う照査とあわせて業務計画書に照査計画として、具体的な照査時期、照査事項等を定めなければならない。また、照査結果及び照査状況については、その都度監督職員に報告しなければならない。</p> <p>6 報告書原稿作成段階時打合せへの立会い 特別仕様書第5-1条業務打合せに示す打合せのうち、報告書原稿作成段階での打合せ時には、第三者照査を行う照査技術者も立ち会うものとする。</p> <p>7 第三者照査の照査技術者の AGRIS 登録 共通仕様書(設)第1-12条の農業農村整備事業測量調査設計業務実績情報サービス(AGRIS)の登録に当たっては、第三者照査を行った照査技術者の実績登録は認めない。</p> <p>8 契約不適合責任 引き渡された成果物が種類又は品質に関して契約の内容に適合しないものであるときは、業務請負契約書第41条のとおり、受注者に対し、成果物の修補又は代替物の引渡しによる履行の追完を請求することができるものであり、第三者照査を実施したものが責任を負うものではない。</p> <p>本業務の受注に当たり、調査基準価格を下回る金額で受注した場合には、履行確実性評価の審査で提出した追加資料について、業務実施状況を踏まえた実施額に修正し、これを裏付ける資料とともに、業務完了検査時に提出するものとする。その上で、提出された資料をもとに以下の内容について履行確実性評価の達成状況を確認し、その結果を業務成績に反映させるものとする。なお、業務完了検査時までに提出されない場合には以降の提出を受け付けず、業務成績評定に厳格に反映させるものとする。</p> <p>1 審査項目 a) ~ c) において、審査時に比較して正当な理由なく必要額を下回った場合</p> <p>2 審査項目 d) において、審査時に比較して正当な理由なく再委託額が下回った場合</p> <p>3 その他、業務計画書等に示された、実施体制、実施手順、工程計画が正当な理由なく異なる等、業務実施体制に関する問題が生じた場合</p> <p>4 業務成果物のミス、不備等</p> <p>業務請負契約書及び共通仕様書に示す以外の一般事項として、受注者は常に業務内容を把握し、業務期間中であっても監督職員が資料の提出を求めたときには、速やかにこれに応じるものとする。</p> <p>管理技術者は、共通仕様書第1-6条第3項によるものとし、農業土木技術管理士以外の資格に係る該当する技術部門・選択科目は次のとおりである。</p>	

項 目	内 容			備考																																								
(照査技術者) 第1-9条	<table border="1" data-bbox="488 235 1329 616"> <thead> <tr> <th>資 格</th> <th>技術部門</th> <th>選択科目</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="6">技術士</td> <td rowspan="3">総合技術監理</td> <td>電気電子-電子応用等</td> </tr> <tr> <td>農業-農業土木</td> </tr> <tr> <td>農業-農業農村工学</td> </tr> <tr> <td>電気電子</td> <td>電子応用等</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">農業</td> <td>農業土木</td> </tr> <tr> <td>農業農村工学</td> </tr> <tr> <td>博士</td> <td>農学</td> <td></td> </tr> <tr> <td rowspan="2">シビルコンサルティング マネージャー</td> <td>農業土木</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td>電気電子</td> <td>-</td> </tr> </tbody> </table> <p data-bbox="464 656 1337 831">           農業土木技術管理士、技術士（農業-農業土木又は農業農村工学）、技術士（総合技術監理-農業土木又は農業農村工学）及びシビルコンサルティングマネージャー（農業土木）については、水管理設備等を含む施設の設計の実務経験を有することを記載した経歴書を監督職員に提出するものとする。         </p> <p data-bbox="496 911 1337 1014">           1 照査技術者は、共通仕様書第1-7条第2項によるものとし、農業土木技術管理士以外の資格に係る本業務に該当する部門は次のとおりである。         </p> <table border="1" data-bbox="488 1055 1329 1435"> <thead> <tr> <th>資 格</th> <th>技術部門</th> <th>選択科目</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="6">技術士</td> <td rowspan="3">総合技術監理</td> <td>電気電子-電子応用等</td> </tr> <tr> <td>農業-農業土木</td> </tr> <tr> <td>農業-農業農村工学</td> </tr> <tr> <td>電気電子</td> <td>電子応用等</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">農業</td> <td>農業土木</td> </tr> <tr> <td>農業農村工学</td> </tr> <tr> <td>博士</td> <td>農学</td> <td></td> </tr> <tr> <td rowspan="2">シビルコンサルティング マネージャー</td> <td>農業土木</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td>電気電子</td> <td>-</td> </tr> </tbody> </table> <p data-bbox="512 1471 1337 1646">           農業土木技術管理士、技術士（農業-農業土木又は農業農村工学）、技術士（総合技術監理-農業土木又は農業農村工学）及びシビルコンサルティングマネージャー（農業土木）については、水管理設備等を含む施設の設計の実務経験を有することを記載した経歴書を監督職員に提出するものとする。         </p> <p data-bbox="496 1655 1337 1794">           2 本業務における照査は、「設計業務照査の手引書（案）」（以下「照査手引書」という。）に基づき実施する。また、「照査手引書」に基づく照査により作成した資料は、共通仕様書第1-7条第5項に規定する報告書を含めて提出するものとする。         </p> <p data-bbox="496 1803 1337 1865">           3 共通仕様書第1-7第4項でいう監督職員が指示する業務の節目とは、次のとおりである。         </p> <ul style="list-style-type: none"> <li data-bbox="528 1874 831 1906">(1) 基本条件の検討段階</li> <li data-bbox="528 1910 831 1942">(2) 詳細条件の検討段階</li> <li data-bbox="528 1946 858 1977">(3) 成果品とりまとめ段階</li> </ul> <p data-bbox="496 1982 1337 2011">           4 当該業務の中で照査技術者は、管理技術者を兼務することはできな         </p>	資 格	技術部門	選択科目	技術士	総合技術監理	電気電子-電子応用等	農業-農業土木	農業-農業農村工学	電気電子	電子応用等	農業	農業土木	農業農村工学	博士	農学		シビルコンサルティング マネージャー	農業土木	-	電気電子	-	資 格	技術部門	選択科目	技術士	総合技術監理	電気電子-電子応用等	農業-農業土木	農業-農業農村工学	電気電子	電子応用等	農業	農業土木	農業農村工学	博士	農学		シビルコンサルティング マネージャー	農業土木	-	電気電子	-	
	資 格	技術部門	選択科目																																									
技術士	総合技術監理	電気電子-電子応用等																																										
		農業-農業土木																																										
		農業-農業農村工学																																										
	電気電子	電子応用等																																										
	農業	農業土木																																										
		農業農村工学																																										
博士	農学																																											
シビルコンサルティング マネージャー	農業土木	-																																										
	電気電子	-																																										
資 格	技術部門	選択科目																																										
技術士	総合技術監理	電気電子-電子応用等																																										
		農業-農業土木																																										
		農業-農業農村工学																																										
	電気電子	電子応用等																																										
	農業	農業土木																																										
		農業農村工学																																										
博士	農学																																											
シビルコンサルティング マネージャー	農業土木	-																																										
	電気電子	-																																										

項 目	内 容	備考																																								
(担当技術者) 第1-10条  (技術者情報の登録) 第1-11条  (保険加入) 第1-12条  第2章 作業条件 (適用する図書) 第2-1条	<p>い。</p> <p>担当技術者は、共通仕様書（設）第1-8条によるものとする。</p> <p>共通仕様書第1-11条における業務組織計画の作成及び共通仕様書第1-12条に基づく技術者情報の登録に当たっては、次によるものとする。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 受注者は、業務計画書の業務組織計画に配置技術者の所属・役職及び担当する分担業務を明確に記載するものとする。なお、変更業務計画書において、業務組織計画を変更する際も同様とする。</li> <li>2 農業農村整備事業測量調査設計業務情報サービスへの技術者の登録は、業務計画書の業務組織計画において位置付けられた技術者を登録対象とする。</li> </ol> <p>受注者は、共通仕様書第1-37条に示される保険に加入している旨を業務計画書に明示しなければならない。</p> <p>また、監督職員から請求があった場合は、保険加入を証明する書類を提示しなければならない。</p> <p>設計の基本事項に関しては、共通仕様書第2-1条によるほか、次の技術基準等を優先して適用するものとする。他の図書を適用する場合は、監督職員の承諾を受けるものとする。</p> <table border="1" data-bbox="459 1146 1337 1854"> <thead> <tr> <th>番号</th> <th>名 称</th> <th>発 行 所</th> <th>制定(改訂)年月</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1</td> <td>土地改良事業計画設計基準 設計「頭首工」</td> <td></td> <td>令和6年6月</td> </tr> <tr> <td>2</td> <td>土地改良事業計画設計基準 設計「パイプライン」</td> <td>(社) 農業農村工学会</td> <td>令和3年6月</td> </tr> <tr> <td>3</td> <td>土地改良事業計画設計基準 設計「水路工」</td> <td>(社) 農業農村工学会</td> <td>平成26年3月</td> </tr> <tr> <td>4</td> <td>土地改良事業計画設計基準 設計「水路トンネル」</td> <td>(社) 農業農村工学会</td> <td>平成26年7月</td> </tr> <tr> <td>5</td> <td>水管理制御方式技術指針 (計画設計編)</td> <td></td> <td>令和6年10月</td> </tr> <tr> <td>6</td> <td>電気設備計画設計技術指針 (高低圧編)</td> <td>(社) 農業土木 機械化協会</td> <td>令和元年9月</td> </tr> <tr> <td>7</td> <td>電気設備計画設計技術指針 (通信編)</td> <td>(社) 建設電気 技術協会</td> <td>平成29年11月</td> </tr> <tr> <td>8</td> <td>官庁施設の総合耐震・対津 波計画基準及び同解説</td> <td>(社) 公共建築 協会</td> <td>令和3年2月</td> </tr> <tr> <td>9</td> <td>配電盤・制御盤の耐震設計 指針 (JEM-TR144)</td> <td>(社) 日本電機 工業会</td> <td>平成29年3月</td> </tr> </tbody> </table>	番号	名 称	発 行 所	制定(改訂)年月	1	土地改良事業計画設計基準 設計「頭首工」		令和6年6月	2	土地改良事業計画設計基準 設計「パイプライン」	(社) 農業農村工学会	令和3年6月	3	土地改良事業計画設計基準 設計「水路工」	(社) 農業農村工学会	平成26年3月	4	土地改良事業計画設計基準 設計「水路トンネル」	(社) 農業農村工学会	平成26年7月	5	水管理制御方式技術指針 (計画設計編)		令和6年10月	6	電気設備計画設計技術指針 (高低圧編)	(社) 農業土木 機械化協会	令和元年9月	7	電気設備計画設計技術指針 (通信編)	(社) 建設電気 技術協会	平成29年11月	8	官庁施設の総合耐震・対津 波計画基準及び同解説	(社) 公共建築 協会	令和3年2月	9	配電盤・制御盤の耐震設計 指針 (JEM-TR144)	(社) 日本電機 工業会	平成29年3月	
番号	名 称	発 行 所	制定(改訂)年月																																							
1	土地改良事業計画設計基準 設計「頭首工」		令和6年6月																																							
2	土地改良事業計画設計基準 設計「パイプライン」	(社) 農業農村工学会	令和3年6月																																							
3	土地改良事業計画設計基準 設計「水路工」	(社) 農業農村工学会	平成26年3月																																							
4	土地改良事業計画設計基準 設計「水路トンネル」	(社) 農業農村工学会	平成26年7月																																							
5	水管理制御方式技術指針 (計画設計編)		令和6年10月																																							
6	電気設備計画設計技術指針 (高低圧編)	(社) 農業土木 機械化協会	令和元年9月																																							
7	電気設備計画設計技術指針 (通信編)	(社) 建設電気 技術協会	平成29年11月																																							
8	官庁施設の総合耐震・対津 波計画基準及び同解説	(社) 公共建築 協会	令和3年2月																																							
9	配電盤・制御盤の耐震設計 指針 (JEM-TR144)	(社) 日本電機 工業会	平成29年3月																																							

項 目	内 容	備考																												
(設計条件) 第2-2条          (参考図書) 第2-3条	<p>矢作川総合第二期地区の実施により大規模地震の発生による災害を未然に防止するため、北部幹線水路、豊田幹線水路及び北部幹線併設水路の遠方監視制御を行う水管理対象施設、監視制御対象設備の整備が対象である。なお、対象設備は設計図面のとおりである。</p> <p>北部幹線水路 延長 15.8 km 設計流量 6.89 m<sup>3</sup>/s</p> <p>豊田幹線水路 延長 6.0km 設計流量 0.52m<sup>3</sup>/s</p> <p>北部幹線併設水路 延長 5.8 km 設計流量 3.82 m<sup>3</sup>/s</p> <p>設計業務の参考とする図書は、共通仕様書第2-1条によるほか、次表によるものとし、これ以外の図書を適用する場合は、監督職員と打合せのものとする。</p> <table border="1" data-bbox="459 824 1339 1346"> <thead> <tr> <th>番号</th> <th>名 称</th> <th>発 行 所</th> <th>制定(改訂)年月</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1</td> <td>土地改良事業設計指針「耐震設計」</td> <td>(社) 農業農村工学会</td> <td>平成27年5月</td> </tr> <tr> <td>2</td> <td>雷害対策設計施工要領(案)・同解説</td> <td>(社)建設電気技術協会</td> <td>平成31年4月</td> </tr> <tr> <td>3</td> <td>耐雷対策設計ガイド</td> <td>(社)日本雷保護システム工業会</td> <td>平成28年1月</td> </tr> <tr> <td>4</td> <td>内線規程 JEAC8001-2022</td> <td>(社)日本電気協会</td> <td>令和4年12月</td> </tr> <tr> <td>5</td> <td>鉄筋コンクリート構造計算規準・同解説</td> <td>(社)日本建築学会</td> <td>平成30年12月</td> </tr> <tr> <td>6</td> <td>鋼構造許容応力度設計規準</td> <td>(社)日本建築学会</td> <td>令和元年10月</td> </tr> </tbody> </table>	番号	名 称	発 行 所	制定(改訂)年月	1	土地改良事業設計指針「耐震設計」	(社) 農業農村工学会	平成27年5月	2	雷害対策設計施工要領(案)・同解説	(社)建設電気技術協会	平成31年4月	3	耐雷対策設計ガイド	(社)日本雷保護システム工業会	平成28年1月	4	内線規程 JEAC8001-2022	(社)日本電気協会	令和4年12月	5	鉄筋コンクリート構造計算規準・同解説	(社)日本建築学会	平成30年12月	6	鋼構造許容応力度設計規準	(社)日本建築学会	令和元年10月	
番号	名 称	発 行 所	制定(改訂)年月																											
1	土地改良事業設計指針「耐震設計」	(社) 農業農村工学会	平成27年5月																											
2	雷害対策設計施工要領(案)・同解説	(社)建設電気技術協会	平成31年4月																											
3	耐雷対策設計ガイド	(社)日本雷保護システム工業会	平成28年1月																											
4	内線規程 JEAC8001-2022	(社)日本電気協会	令和4年12月																											
5	鉄筋コンクリート構造計算規準・同解説	(社)日本建築学会	平成30年12月																											
6	鋼構造許容応力度設計規準	(社)日本建築学会	令和元年10月																											
(貸与資料等) 第2-4条	<p>本業務の貸与資料は次表のとおりとし、これ以外に必要な資料がある場合には監督職員と協議するものとする。</p> <table border="1" data-bbox="483 1451 1315 1977"> <thead> <tr> <th>分 類</th> <th>貸 与 資 料</th> <th>数 量</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">現況資料</td> <td>矢作川総合事業誌</td> <td>1式</td> </tr> <tr> <td>国営矢作川総合第二期土地改良事業計画書(案)</td> <td>1式</td> </tr> <tr> <td rowspan="5">業務報告書</td> <td>平成25年度 矢作川総合第二期地区北部幹線水路基本設計業務</td> <td>1式</td> </tr> <tr> <td>平成25年度 矢作川利水総合管理事業岩倉取水工2号取水門修繕業務</td> <td>1式</td> </tr> <tr> <td>平成28年度 矢作川総合第二期地区北部幹線併設水路等基本構想検討業務</td> <td>1式</td> </tr> <tr> <td>平成30年度 矢作川総合第二期地区北部幹線併設水路基本・実施設計業務</td> <td>1式</td> </tr> <tr> <td>令和元年度 矢作川総合第二期地区北部幹線併設水路実施設計その2業務</td> <td>1式</td> </tr> </tbody> </table>	分 類	貸 与 資 料	数 量	現況資料	矢作川総合事業誌	1式	国営矢作川総合第二期土地改良事業計画書(案)	1式	業務報告書	平成25年度 矢作川総合第二期地区北部幹線水路基本設計業務	1式	平成25年度 矢作川利水総合管理事業岩倉取水工2号取水門修繕業務	1式	平成28年度 矢作川総合第二期地区北部幹線併設水路等基本構想検討業務	1式	平成30年度 矢作川総合第二期地区北部幹線併設水路基本・実施設計業務	1式	令和元年度 矢作川総合第二期地区北部幹線併設水路実施設計その2業務	1式										
分 類	貸 与 資 料	数 量																												
現況資料	矢作川総合事業誌	1式																												
	国営矢作川総合第二期土地改良事業計画書(案)	1式																												
業務報告書	平成25年度 矢作川総合第二期地区北部幹線水路基本設計業務	1式																												
	平成25年度 矢作川利水総合管理事業岩倉取水工2号取水門修繕業務	1式																												
	平成28年度 矢作川総合第二期地区北部幹線併設水路等基本構想検討業務	1式																												
	平成30年度 矢作川総合第二期地区北部幹線併設水路基本・実施設計業務	1式																												
	令和元年度 矢作川総合第二期地区北部幹線併設水路実施設計その2業務	1式																												

項 目	内 容			備考																
(参考図書及び貸与資料の取扱い) 第2-5条		令和元年度 矢作川総合第二期地区 北部幹線併設水路サイホン部実施設計業務	1式																	
	その他 関連資料	令和2年度 矢作川総合第二期地区 北部水管理システム基本設計業務	1式																	
		令和2年度 矢作川総合第二期地区 北部幹線併設水路附帯工基本・補足設計 他業務	1式																	
		令和3年度 矢作川総合第二期地区 北部幹線併設水路附帯工実施設計他業 務	1式																	
		令和3年度 矢作川総合第二期地区 北部幹線併設水路分水工補足設計他業 務	1式																	
		令和4年度 矢作川総合第二期地区 北部幹線併設水路分流工実施設計業務	1式																	
		令和5年度 矢作川総合第二期地区 北部地域水管理システム実施設計業務	1式																	
第3章 設計作業 (作業項目及び数量) 第3-1条           (設計作業の留意点) 第3-2条	<p>第2-3条及び2-4条に示す参考図書及び貸与資料の取扱いは次のとおりとする。</p> <p>(1) 適用図書、参考図書及び貸与資料等の記載事項で相互に矛盾がある場合や、解釈に疑義が生じた場合は、監督職員と協議するものとする。</p> <p>(2) 適用図書及び参考書等は、業務作業時点の最新版を用い、業務作業中に改訂された場合は、監督職員と協議するものとする。</p> <p>(3) 貸与資料は原則として、第1回打合せ時に一括貸与するものとし、監督職員の請求があった場合のほか、完了検査時に一括して返納しなければならない。</p>																			
	<p>本業務における作業項目及び数量は、次の作業項目表のとおりである。なお、詳細は別紙1作業項目内訳表に示すとおりである。</p> <p>&lt;作業項目表&gt;</p> <table border="1" data-bbox="464 1559 1329 1783"> <thead> <tr> <th>作 業 項 目</th> <th>数 量</th> <th>備 考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>・水管理制御設備設計</td> <td>1式</td> <td></td> </tr> <tr> <td>・建築設計 (岩倉管理所耐震化対策)</td> <td>1式</td> <td></td> </tr> <tr> <td>・建築設計 (局舎)</td> <td>1式</td> <td></td> </tr> <tr> <td>・音達試験</td> <td>1式</td> <td></td> </tr> <tr> <td>・その他</td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>設計作業の実施に際し特に留意する点は、次のとおりとする。</p> <p>1 本業務の成果品(案)については、令和8年1月末までに事前提出し、監督職員の確認を受けるものとする。</p> <p>2 設計に当たっては、整備される施設が必要な機能及び安全で所要の耐久性を有するとともに維持管理、施工性及び経済性について考慮し</p>			作 業 項 目	数 量	備 考	・水管理制御設備設計	1式		・建築設計 (岩倉管理所耐震化対策)	1式		・建築設計 (局舎)	1式		・音達試験	1式		・その他	
作 業 項 目	数 量	備 考																		
・水管理制御設備設計	1式																			
・建築設計 (岩倉管理所耐震化対策)	1式																			
・建築設計 (局舎)	1式																			
・音達試験	1式																			
・その他																				

項 目	内 容	備考
<p>(業務の成果品質確保 対策) 第3-3条</p>	<p>なければならない。</p> <p>3 電算機を使用する場合は、計算手法及びアウトプット等の様式について事前に監督職員の承諾を得るものとする。</p> <p>4 第2-3条及び共通仕様書に示す参考図書、貸与資料や受注者が有する資料等を参考にした場合は、その出典を明示するものとする。</p> <p>5 施工上特に注意する点を特記する必要がある場合には、設計図面に記入するものとする。</p> <p>6 作業に必要な地元及び関係機関との調整等は、監督職員と十分打合せするものとする。</p> <p>7 計算結果等の取りまとめに当たっては、図表等を用いて理解しやすい表現となるよう留意する。</p> <p>8 当該業務で実施するコスト縮減対策の検討作業に関し、検討の視点、施策の提案内容及び比較検討の過程や結果等の成果については、報告書中に「コスト縮減対策」の章を別途設定し、とりまとめるものとする。なお、コスト縮減に関する新技術や新工法等の選定に当たっては、農業農村整備民間技術情報データベース（NNTD）及び新技術情報システム（NETIS）等を積極的に活用しなければならない。</p> <p>(1) 農業農村整備民間技術情報データベース（NNTD）については、<a href="http://www.nn-techinfo.jp/mdb_web/MdbTop.do">http://www.nn-techinfo.jp/mdb_web/MdbTop.do</a> を参照。</p> <p>(2) 新技術情報システム（NETIS）については、<a href="http://www.netis.mlit.go.jp/NetisRev/NewIndex.asp">http://www.netis.mlit.go.jp/NetisRev/NewIndex.asp</a> を参照。</p> <p>9 数量計算に当たっては、「工事工種の体系化」に基づき作成するものとする。なお、「工事工種の体系化」に該当しない工種や用語については、監督職員と協議するものとする。</p> <p>・「工事工種の体系化」は <a href="http://www.maff.go.jp/j/nousin/seko/kouzi_kousyu/">http://www.maff.go.jp/j/nousin/seko/kouzi_kousyu/</a> を参照。</p> <p>10 公開用成果品の作成について、個人情報等の公開すべきでない情報は、監督職員との打合せに基づき、マスキング等の措置を行い、公開用成果品として作成すること。</p> <p>契約後業務着手時、最終打合せ時において、受発注者間の設計方針、条件等の確認の場として、次の会議を設置するので、管理技術者等の受注者代表は、次の事項及び「業務の成果品質確保対策」（農水省 WEB サイト）を十分に理解のうえ、対応するものとする。</p> <p>1 業務確認会議 業務着手時に管理技術者・担当技術者並びに事業所長、次長、担当課長、主任監督員（主催）、監督員、工事担当者が、設計方針、条件等の確認を一堂に会して実施することにより、業務の円滑な推進と成果物の品質確保を図るものとする。</p> <p>(1) 業務確認会議とは、発注者及び受注者が集まり、次の事項について確認を行う会議を開催するものである。なお、確認事項については変更する場合がある。</p> <p>①設計条件・前提条件 ②業務計画の妥当性 ③スケジュール ④設計変更内容 ⑤その他</p> <p>(2) 会議の開催については、監督職員が指示するものとする。なお、</p>	

項 目	内 容	備考
<p>(業務写真における黒板情報の電子化) 第3-4条</p>	<p>開催時期の変更、開催回数の追加が必要な場合は、監督職員と協議するものとし、規定の打合せ時以外に開催する場合の費用については、必要に応じて設計変更で計上する。</p> <p>2 合同現地踏査 管理技術者・担当技術者並びに事業所長、次長、担当課長、主任監督員（主催）、監督員、工事担当者が、必要に応じて合同で現地踏査を行うことにより、設計条件や施工の留意点、関連事業の情報、設計方針の明確化等、情報共有を図るものとする。</p> <p>3 照査の確実な実施 業務の最終打合せ時において、成果物のうち照査報告書については、照査を実施した照査技術者自身による報告を原則とする。また、最終打合せ時以外にあっても、必要に応じて、照査技術者自身からの照査報告を実施できるものとする。</p> <p>4 会議等経費 「業務確認会議」に必要な経費については現行での初回打合せ経費に、「合同現地踏査」に必要な経費については現行歩掛での現地踏査経費に含まれている。 「照査の確実な実施（最終打合せ）」の照査技術者自身による報告に必要な経費は最終打合せ経費に含まれている。</p> <p>5 当該業務成果による工事発注の際に、別途工事の受発注者が当該工事に対する「工事の施工効率向上対策」（農水省 WEB サイト）による工事円滑化会議及び設計変更確認会議を開催することとしており、同会議に出席要請があった場合には応じるものとする。なお、出席に必要な経費については、別途契約により対応することとする。</p> <p>6 業務確認会議において確認した事項については、打合せ記録簿に記録し、相互に確認するものとする。</p> <p>黒板情報の電子化は、被写体画像の撮影と同時に業務写真における黒板の記載情報の電子的記入を行うことにより、現場撮影の省力化及び写真整理の効率化を図るものである。受注者は、業務契約後に監督職員の承諾を得たうえで黒板情報の電子化を行うことができる。黒板情報の電子化を行う場合、受注者は、以下の1から4によりこれを実施するものとする。</p> <p>1 使用する機器・ソフトウェア受注者は、黒板情報の電子化に必要な機器・ソフトウェア等（以下、「機器等」という。）は、電子的記入ができるもので、かつ「電子政府における調達のために参照すべき暗号のリスト（CRYPTREC 暗号リスト）」 (URL「<a href="https://www.cryptrec.go.jp/list.html">https://www.cryptrec.go.jp/list.html</a>」)に記載する基準を用いた信性憑 確認機能（改ざん検知機能）を有するものを使用するものとする。</p> <p>2 機器等の導入 (1) 黒板情報の電子化に必要な機器等は、受注者が準備するものとする。 (2) 受注者は、黒板情報の電子化に必要な機器等を選定し、監督職員の承諾を得なければならない。</p> <p>3 黒板情報の電子的記入に関する取扱い (1) 受注者は、1の機器等を用いて業務写真を撮影する場合は、被写体と黒板情報を電子画像として同時に記録してもよいこととする。</p>	

項 目	内 容	備考
<p>第4章 業務管理 (情報共有システム) 第4-1条</p> <p>第5章 打合せ等 (打合せ) 第5-1条</p>	<p>(2) 本業務の業務写真の取扱いは、「電子化写真データの作成要領(案)」によるものとする。なお、上記(1)に示す黒板情報の電子的記入については、「電子化写真データの作成要領(案)6写真編集等」に示す「写真編集」には該当しないものとする。</p> <p>(3) 黒板情報の電子化を適用する場合は、従来型の黒板を写し込んだ写真を撮影する必要はない。</p> <p>4 写真の納品 受注者は、3に示す黒板情報の電子化を行った写真を、業務完了時に発注者へ納品するものとする。なお、受注者は納品時にURL (<a href="http://www.cals.jacic.or.jp/CIM/sharing/index_digital.html">http://www.cals.jacic.or.jp/CIM/sharing/index_digital.html</a>)のチェックシステム(信憑性チェックツール)又はチェックシステム(信憑性チェックツール)を搭載した写真管理ソフトウェアを用いて、黒板情報を電子化した写真の信憑性確認を行い、その結果を監督職員へ提出するものとする。</p> <p>5 費用 機器等の導入に要する費用は、従来の黒板に代わるものであり、直接経費に含まれる。</p> <p>1 本業務は、受発注者間の情報を電子的に交換・共有することにより事務の効率化を図る情報共有システムの対象業務である。</p> <p>2 情報共有システムは「工事及び業務の情報共有システム活用要領」(農林水産省Webサイト参照)によるものとする。</p> <p>3 受注者は、発注者から技術上の問題の把握、利用にあたっての評価を行うために聞き取り調査等を求められた場合、これに協力しなければならない。</p> <p>共通仕様書第1-10条による打合せについては、主として次の段階で行うものとする。また初回及び最終回の打合せについては管理技術者が出席するものとする。</p> <p>初回 作業着手の段階 第2回 中間打合せ(基本条件検討段階) 第3回 中間打合せ(詳細条件検討段階) 第4回 中間打合せ(施工計画作成段階) 最終回 成果品とりまとめ段階</p> <p>なお、業務を適正かつ円滑に実施するために、受注者の業務担当は、業務打合せ記録簿を作成し、上記の打合せの都度内容について、監督職員と相互に確認するものとする。</p> <p>ただし、調査基準価格を下回る価格で契約した場合には、上記に定める打合せを含め、受注者の責により管理技術者の立ち会いの上で打合せ等を行うこととし、設計変更の対象とはしない。</p> <p>その際、管理技術者は、共通仕様書第1-11条に定める業務計画書に基づく業務工程等の管理状況を報告しなければならない。</p>	

項 目	内 容	備考
<p>第6章 成果物 (成果物) 第6-1条</p> <p>(成果物の提出先) 第6-2条</p> <p>(図面の提出) 第6-3条</p> <p>(写真の提出) 第6-4条</p>	<p>本業務は、電子納品対象業務とする。 成果物は、「設計業務等の電子納品要領（案）電気通信設備編」に基づき作成し、次のものを提出しなければならない。 （1）成果物の電子媒体（CD-R若しくはDVD-R） 正副2部 （2）成果物の出力 1部 （電子媒体の出力、市販のファイル綴じで可） なお、書面における署名又は捺印の取扱い等については、別途監督職員と協議するものとする。</p> <p>成果物の提出先は、次のとおりとする。 愛知県安城市大東町22-16 東海農政局矢作川総合第二期農地防災事業所</p> <p>図面を作成する場合は、「電子化図面データの作成要領（案）電気通信設備編」に基づいて作成するものとする。</p> <p>写真を添付する場合は、「電子化写真データの作成要領（案）」に基づいて作成するものとする。</p>	
<p>第7章 技術提案の履行 (技術提案の履行) 第7-1条</p>	<p>技術提案内容の履行について、次の段階で監督職員と打合せを行い履行を徹底するものとする。</p> <p>1 業務計画書提出段階 業務計画書提出段階には、技術提案の内容を業務計画書に確実に記載し、契約の位置づけを明確にする。 ただし、提出する技術提案書そのものを業務計画書に添付してはならない。 なお、対外協議、交渉等、受注者の責によらず履行ができない項目については事実が判明した時点で速やかに監督職員と協議するものとする。</p> <p>2 業務完了検査段階 業務完了検査時においては、技術提案の履行状況が確認できる資料及び技術提案チェックリストを作成するとともに検査職員に履行の確認を受けるものとする。</p>	
<p>第8章 契約変更 (契約変更) 第8-1条</p>	<p>業務請負契約書第17条から第20条に規定する発注者と請負者による協議事項は、次のとおりとする。</p> <p>1 第2-2条に示す「設計条件」に変更が生じた場合。 2 第3-1条に示す「作業項目及び数量」に変更が生じた場合。 3 第5-1条に示す「打合せ」に変更が生じた場合。</p>	

項 目	内 容	備考
第9章 定めなき事項 (定めなき事項) 第9-1条	4 第6-1条に示す「成果物」に変更が生じた場合。 5 履行期間の変更が生じた場合。 6 関係機関等対外的協議により設計計画等に変更が生じた場合。 7 その他。  この特別仕様書に定めなき事項又はこの業務の実施に当たり疑義が生じた場合は、必要に応じて監督職員と協議するものとする。	

(別紙1)

作業項目内訳表

I. 業務対象施設

施設項目	規格等	数量
岩倉管理所	岩倉取水工	1箇所
北部幹線水路	御作分水工 飯野M分水工 西中山M分水工 西M分水工 竈川放水工(放流警報設備含む) 竈川放余水工 豊田M分水工	7箇所
豊田幹線水路	舞木分水工	1箇所
北部幹線併設水路	分流工 飯野川放水工(放流警報設備含む) 飯野B分水工 西中山B分水工 合流工 西B分水工 豊田B分水工 西中山川放水工(放流警報設備含む)	8箇所

II. 作業項目及び作業内容

II-1. 水管理制御設備設計

作業項目	作業内容	備考
1. 準備作業		
A. 現地調査	業務実施に必要な現地調査を行う。	
B. 資料の検討	業務実施のための資料収集及び貸与資料の内容を把握する。	
2. 基本事項の検討		
A. データ伝送方式及び伝送路	令和5年度矢作川総合第二期地区北部地域水管理システム実施設計業務(以下、過年度業務)を参考に、データ信号、操作信号等の最適な伝送方式、伝送システム、対象地区に適合する伝送路、機器相互の信号受渡し方式、無線回線設計、サージ対策等について再検討する。	
3. 実施設計		
A. データ伝送方式及び伝送路	過年度業務を参考に、対象地区に適用する伝送方式、局構成と装置、伝送路等を再検討する。	
B. 被管理施設	過年度業務及び本業務での設計内容を基に対象地区の個々の施設の操作方式、計測方式と検出器、布線計画、既設機器の改造、雷対策、II-4音達試験結果を受けた警報設備、局舎への設置方法等を決定し、詳細検討を行う。 ①分流工(飯野川放水工等を含む) ②西中山B分水工 ③豊田M分水工(合流工等を含む)	
4. 施工計画の作成	過年度業務及び本業務での設計内容を基に既設機器から新設機器への切替手順等施工計画の作成及び概略工事工程表の作成を行う。	

5. 概算工事費等	設置から撤去に係る機器リストの作成、機器費、概算工事費、管理費、構造図等の積算資料の作成を行う。	
6. 特別仕様書の作成	対象地区に適用する制御方式、装置の機能と数量を明示した特別仕様書の作成を行う。	

## II-2. 建築設計（岩倉管理所耐震化対策）

作業項目	作業内容	備考
1. 現地踏査	業務実施に必要な現地踏査を行う。	
2. 資料の検討	業務実施のための資料収集及び貸与資料の内容を把握する。	
3. 基本条件の検討	本業務の設計対象施設のうち、管理所について、劣化状況や既存資料等に基づき、構造条件を決定する。	
4. 耐震性能照査	3.の結果を基に、構造体「Ⅱ類」、建築非構造部材「A類」及び建築設備「甲類」（建築物の耐震安全性の分類）に基づき耐震性能照査を行う。	
5. 対策工法の検討	4.の結果を基に、必要な対策工法を検討する。	
6. 附帯施設の検討	(1) 過年度業務を基に油庫、車庫及び駐車場の設計を行う。 (2) 油庫、車庫及び駐車場の更新計画を考慮し、場内整備工を検討する。	
7. 施工計画の作成	II-1.4と整合した一体的な工程計画、施工順序、方法や主要仮設等の詳細計画及び図面を作成する。また、機械室における非常用発電機の撤去計画、壁面等の補修計画を作成する。	
8. 数量計算書の作成	工事に必要な数量計算を行う。	
9. 概算工事費の積算	概算工事費を算定する。	
10. 特別仕様書の作成	工事実施に必要な特別仕様書を作成する。	

## II-3. 建築設計（局舎）

作業項目	作業内容	備考				
1. 局舎構造形式の検討	過年度業務及びII-1水管理制御設備設計を基に子局の局舎について、収納される装置の規模等に応じて適正な構造形式を選定するとともに屋根、壁等の主要構造物は立地条件、外力条件、景観及び生態系を含む周辺環境との調和等を考慮して決定する。 ①御作分水工 ②分流工 ③西M分水工 ④西中山B分水工 ⑤豊田M分水工					
2. 局舎の設計	前項の結果をもとに局舎の設計を行う。耐震クラス等の選定を含む耐震設計に当たっては、「官庁施設の総合耐震・対津波計画基準及び同解説」により行うものとする。 <table border="1" style="margin-left: 20px;"> <tr> <td>関連土地改良施設</td> <td>重要度区分</td> </tr> <tr> <td>北部幹線水路</td> <td>A</td> </tr> </table> ①御作分水工 ②分流工 ③西M分水工 ④西中山B分水工 ⑤豊田M分水工	関連土地改良施設	重要度区分	北部幹線水路	A	
関連土地改良施設	重要度区分					
北部幹線水路	A					

3. 概算工事費の作成	決定した局舎構造形式をもとに工事の実施に必要な局舎等の設置・撤去計画、図面作成、特別仕様書作成、数量計算、概算工事費の作成を行う。 ①御作分水工 ②飯野M分水工（撤去計画のみ） ③分流工 ④西M分水工 ⑤西中山B分水工 ⑥豊田M分水工	
4. 建築確認申請書類の作成	建築確認申請に必要な書類の作成を行う。 ①御作分水工 ②分流工 ③西M分水工 ④西中山B分水工 ⑤豊田M分水工	

#### II-4. 音達試験

作業項目	作業内容	備考
1. 現地調査の計画立案	①飯野川放水工（放流警報設備）、②西中山川放水工（放流警報設備）の2箇所の現地踏査を行い、音達試験の試験方法、評価方法等の取りまとめ、試験計画書の作成を行う。	
2. 音波伝搬調査	警報設備設置場所を選定し、音波伝搬試験を行う。 調査地点は次の2地点を想定している。 ①飯野川放水工（放流警報設備） ②西中山川放水工（放流警報設備）	
3. 試験データの取りまとめ	音波伝搬試験のデータを整理し、結果を取りまとめる。	

#### II-5. その他

作業項目	作業内容	備考
1. 総合検討	総合的に検討し、今後の作業に当たっての留意点等を付記する。	
2. 照査	照査計画に基づき、業務の節目毎に照査を実施し、照査報告書の作成を行う。	
3. 取りまとめ	成果物の点検及び取りまとめを行い、報告書を作成する。	
4. 公開用成果品作成	作成した報告書を基に公開用成果品を作成する。	